

令和元年

乙訓消防組合第4回議会
会 議 録

令和元年12月25日

乙訓消防組合議会

令和元年12月25日(水)

会 議 録

乙訓消防組合議会令和元年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 定期監査の結果報告について 監査報告第6号 例月出納検査の結果報告について	5
○日程 5	報告第4号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	6
○日程 6	議案第11号 乙訓消防組合監査委員の選任について	7
○日程 7	議案第12号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の 一部改正について	7
○日程 8	議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例の制定について	8
○日程 9	議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	8
○日程 10	議案第15号 令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算 (第2号)について	10
○閉会	13

乙訓消防組合議会令和元年第4回定例会

議事日程第4号

令和元年12月25日(水)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	米重健男議員	永井照人議員
	和島一行議員	
長岡京市	広垣栄治議員	進藤裕之議員
	福島和人議員	上村真造議員
大山崎町	山中一成議員	朝子直美議員

○欠席議員 なし

○事務局職員出席者

石川啓司書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(13名)

中小路 健吾	管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
前川 光	副管理者(大山崎町長)
檜谷 邦雄	代表監査委員
坪内 眞一	会計管理者
中澤 明彦	消防長
矢尾板 祐司	本部次長兼総務課長
中尾 完士	本部次長兼警防課長
能勢 忠希	向日消防署長
高橋 義彦	長岡京消防署長
野坂 定之	大山崎消防署長
小林 薫	本部予防課長
岡本 喜代治	本部救急課長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定

- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第5号 定期監査の結果報告について
監査報告第6号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 5 報告第 4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日程 6 議案第11号 乙訓消防組合監査委員の選任について
- 日程 7 議案第12号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正
について
- 日程 8 議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の制定について
- 日程 9 議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい
て
- 日程10 議案第15号 令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)
について

○会議録署名議員

大山崎町 山中一成 議員

大山崎町 朝子直美 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時54分

○和島一行議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、おそろいですので始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は9人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程に入ります前に、今回、長岡京市議会議員の役員改選により、乙訓消防組合議会議員に交代がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

10月25日付で乙訓消防組合議会議員になられました広垣栄治議員です。

○広垣栄治議員 どうぞよろしく願いいたします。

○和島一行議長 同じく進藤裕之議員です。

○進藤裕之議員 進藤です。引き続き2年間よろしく願いします。

○和島一行議長 同じく上村真造議員です。

○上村真造議員 上村でございます。よろしく願いいたします。

○和島一行議長 同じく福島和人議員です。

○福島和人議員 福島です。また引き続きよろしく申し上げます。

○和島一行議長 皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78 条の規定により、山中一成議員、朝子直美議員を指名いたします。

○

○和島一行議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○和島一行議長 日程 3、管理者の諸報告であります。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日、乙訓消防組合議会令和元年第 4 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年末の何かとご多用の中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

管理者諸報告に入ります前に、去る 10 月 25 日、長岡京市議会において役員改選が行われ、本組合議員として広垣栄治議員、進藤裕之議員、上村真造議員、福島和人議員が選出されました。

議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、管理者諸報告をさせていただきます。

まず初めに、9 月から 11 月末までの 3 カ月間の火災等の災害状況について、ご報告申し上げます。

この間の件数につきましては、お手元に配付させていただいております資料のとおり、合計 1,725 件の出場をいたしております。内訳では、火災 7 件、救助 11 件、その他災害 6 件、救急出場につきましては 1,701 件となっております。

前年同期と比較して、火災は 3 件増加し、救助 3 件、その他災害 2 1 件は、それぞれ減少しております。一方、救急出場は 110 件の増加となっております。

火災 7 件の種別は、建物火災が 5 件、車両火災が 1 件、その他の火災が 1 件でございます。

次に、令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練につきまして、ご報告いたし

ます。

去る10月26日、27日の2日間、三重県中部を震源とする大規模地震が発生し、三重県中部で震度6強を観測し、甚大な被害が発生したため、三重県は緊急消防援助隊の出動を要請したとの想定で、三重県内7つの会場で開催されました。

この訓練には、近畿2府6県の消防本部より隊員が参加し、図上訓練から部隊運用訓練まで、総合訓練が昼夜を問わず2日間実施されました。

乙訓消防組合からは、救助隊1隊5名が参加し、座屈建物救助訓練を実施し、災害救助技術の向上に努めたところであります。

次に、防災訓練についてご報告いたします。

向日市では9月28日、向日市立向陽小学校におきまして、マグニチュード8.5、震度6強の内陸直下型地震が発生し、家屋の倒壊や火災をはじめ、道路、地下道、公共交通機関等のライフラインに大きな被害が生じたとの想定で、避難所運用訓練や初期消火訓練等さまざまな訓練が、各防災関係機関及び市民の協力のもと実施されたところであります。

また、長岡京市では、10月27日、長岡京市内の各小学校におきまして、有馬・高槻断層を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強の直下型地震が発生し、家屋の倒壊が確認されている想定で、直ちに災害対策本部を設置し、市内各小学校において避難所の開設から運用までの訓練を通して、災害に負けない地域づくりを、各防災関係機関及び市民の協力のもと、実施されたところであります。

本消防組合といたしましても、住民の皆様にも、初期消火、応急救護、災害体験訓練など各種訓練を通して消防・防災への関心を高めていただき、自主防災意識の普及・啓発に努めてまいり所存であります。

次に、火災予防の啓発につきましてご報告申し上げます。

去る10月31日未明の首里城火災を受け、同日に管内の文化財に指定されています建築物の緊急査察を行い、消防用設備の点検や防火指導を行い、文化財の火災予防に努めました。

11月9日から11月15日までの7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が展開されました。

乙訓消防組合におきましても、事業所などに対して特別査察や合同消防訓練などを実施するとともに、一般住宅への防火訪問、街頭広報活動などを通して、広く住民の方に防火意識の高揚を図ったところであります。

また、同期間中に本組合独自で山火事防火運動を展開しており、森林及び竹林の保全のため、ハイカー等への防火意識の普及啓発に努めたところであります。

この他、多数の住民等が参加する各種イベントに対し、火災予防の指導をするとともに、イベント自体にも参加し、住宅用火災警報器の普及啓発、設置促進の広報を実施いたしました。

最後に、本組合独自の年末防火運動についてであります。

忙しきで火の元管理がおろそかになりがちな慌ただしい年末を迎え、防火意識の高揚を図るため、12月20日から12月31日まで、年末防火運動を展開いたしております。

主な実施内容といたしましては、特別警戒パトロール並びにガソリンスタンドなどへの特別査察の実施、また、消防車両での巡回広報などを実施し、広く住民の方々に啓発を図っております。

また、向日市、長岡京市、大山崎町の各消防団におかれましては、25日から31日まで、それぞれの地域において年末特別警戒を実施されます。

本組合は各消防団とともに、災害のない平穏な年末、そして安心して安全な新年を迎えられるよう、万全を期していく所存であります。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○

○和島一行議長 日程4、監査報告第5号 定期監査の結果報告について、監査報告第6号 例月出納検査の結果報告についてであります。

代表監査委員の報告を求めます。

檜谷監査委員。

○檜谷邦雄代表監査委員 令和元年度定期監査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の実施対象は、消防本部の総務課、予防課、警防課、救急課及び向日消防署、長岡京消防署、大山崎消防署であります。

監査の実施に当たりましては、各所管から資料の提出を求め、財務及び事業に関する事務の執行が、公正で合理的、かつ、効果的に行われているかを重点に実施いたしました。その結果、財務及び事業等の全般に関しまして、事務事業の執行は適正に処理されているものと確認いたしました。

なお、個々の監査結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりであります。

続きまして、例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和元年度一般会計分の8月分、9月分及び10月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

各月ごとに、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏付けとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査をいたしました結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りしておりま

す報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○和島一行議長 以上で定期監査の結果報告及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○和島一行議長 日程5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程5、報告第4号 専決処分につきましてご報告申し上げます。

本専決処分につきましては、京都府総合防災訓練の準備中の事故及び同訓練の実施中の事故、並びに緊急走行中の車両事故に伴う3件の分であり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

1件目は、令和元年9月1日午前8時46分ごろ、長岡第九小学校での防災訓練の準備中、長岡京消防署のはしご自動車が、同校敷地内側溝のコンクリート製溝蓋の上を通過した際、同溝蓋5枚が破損したものであります。

相手方であります長岡京市との協議の結果、損害賠償金として修理費2万5,341円を支払うことで示談が成立し、令和元年9月20日に専決処分したものであります。

2件目は、令和元年9月1日午前11時5分ごろ、長岡第九小学校での防災訓練の実施中、長岡京消防署のはしご自動車が、同校の校舎屋上に向けてはしごを伸梯した際、梯体下部の水管部分が校舎に接触し、校舎壁体の一部が破損したものであります。

相手方である長岡京市との協議の結果、損害賠償金として修理費19万659円を支払うことで示談が成立し、令和元年9月20日に専決処分したものであります。

3件目は、令和元年10月22日午後4時17分ごろ、向日消防署の救急自動車が住宅街を緊急走行中、停車していた乗用車に接触し、乗用車のフロントバンパー右側と、救急自動車の右側面スライドドア下部が損傷したものであります。

相手方との協議の結果、損害賠償金として修理費17万5,760円を支払うことで示談が成立し、令和元年11月25日に専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の支払いについては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害保険から、相手方に直接支払われました。

公用車の安全管理につきましては、細心の注意を払い、事故防止に努めるよう指導いたしておりますが、今後、なお一層の安全管理の徹底を図ってまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○和島一行議長 以上をもちまして、報告第4号 専決処分の報告を終わります。

○

○和島一行議長 日程6、議案第11号 乙訓消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本議案につきましては、中小路管理者から監査委員の選任について議案提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により、福島和人議員の退席を求めます。

(福島議員 退席)

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程6、議案第11号 乙訓消防組合監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

現在、本組合の監査委員は、識見を有する者といたしまして、檜谷邦雄氏、藤原博氏が選任されており、議会選出の監査委員につきましては、去る10月の長岡京市議会議員の役員改選によりまして、現在、欠員となっております。

したがいまして、新たに議員の中から選任する監査委員につきまして、福島和人氏を適任と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

福島和人氏の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○和島一行議長 本件の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第11号について、原案どおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第11号 乙訓消防組合監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

(福島議員 復席)

○

○和島一行議長 日程7、議案第12号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程7、議案第12号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例

の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の人事院勧告や構成団体、他の一部事務組合の給与制度を鑑みた給与条例の改正に伴い、条例を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、第1条で給料表の増額改定を行い、また、一般職員及び管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.5月とするものであります。

なお、この0.05月分の引き上げについては、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、第2条で、令和2年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるように配分するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定中、給料表の改定については平成31年4月1日から、期末・勤勉手当に係るものについては、令和元年12月1日から適用し、第2条の規定については、令和2年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第12号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第12号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程8、議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、及び日程9、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程8、議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、及び日程9、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、一括してご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員制度の整備を図るため、必要な事項を定め、関係条例の整理をするものであります。

まず、議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

会計年度任用職員は、改正後の地方公務員法で常時勤務を要する職員と同一の勤務時間とするフルタイム会計年度任用職員と、常時勤務を要する職員より短い勤務時間とするパートタイム会計年度任用職員と定められており、また改正後の地方自治法では、フルタイム会計年度任用職員には給料を、パートタイム会計年度任用職員には報酬を支給しなければならないとされております。その他、各種手当等も支給することができるかとされており、これらについて本条例で定めるものであります。

フルタイム会計年度任用職員については、給料、地域手当、時間外手当、休日・夜間勤務手当、期末手当、通勤手当、旅費を支給することとしており、給料につきましては、乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例第4条で規定する行政職給料表の1級から3級を使用し、会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いにより、職務の級を決定することとしております。また、各種手当等につきましては、常勤職員の例により支給することとしております。

また、パートタイム会計年度任用職員については、給料、各種手当に相当する報酬及び通勤手当、旅費に相当する額を費用弁償として支給することとしております。

次に、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の規定の整理を行うため、条例を制定するものであります。

主な内容は、乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることに伴い、乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例とは別に、会計年度任用職員の給与等を定める旨を規定。

また、地方公務員災害補償法の対象外となる会計年度任用職員につきまして、乙訓消防組合議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に含まれるよう規定しております。その他関係法令、条例との整合性を図るための整理を行うものであります。

なお、各条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日と同じ、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませ

んか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

まず、議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第13号 乙訓消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程10、議案第15号 令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程10、議案第15号 令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ7,612万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,571万6,000円とするものであります。

それでは、6ページ歳出からご説明申し上げます。

款3消防費、項1消防費、目1常備消防費では、節2給料の不用額を整理し、節3職員手当等では、地域手当・期末勤勉手当・退職手当組合負担金・児童手当の過不足分を精査するとともに、節4共済費の共済組合負担金及び節19負担金・補助及び交付金の社会保険等負担金の不用額を整理し、目1常備消防費で、合わせて2,422万1,000円を減額するものであります。

また、目2消防施設費、節13委託料では、向日消防署新築工事基本設計・実施設計委託料の契約額との差金から4,950万円を減額し、節15工事請負費では、庁内ネットワーク改修工事の契約額との差金115万6,000円を減額し、節18備品購入費では、積載車の購入に係る契約額との差金125万円を車両購入費から減額するものであります。

5 ページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました歳出における減額に伴いまして、款1分担金及び負担金では、構成市町からの分担金4,002万7,000円を減額しております。

また、款6組合債では、消防施設整備事業債から50万円、消防車両整備事業債から850万円、緊急防災・減災事業債から2,710万円を、それぞれ事業債の確定に伴い減額いたしております。

以上、令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 給料の減額になっているということで、当初の予定よりも職員の方が、退職等があったのかなというふうに思うんですけども、それによりまして、また今後の、今の業務の状況に支障等がないかと、あと、今後の、来年度に向けてまた増やしていかれるといたしますか、そういった予定があるか、お聞かせください。

○和島一行議長 矢尾板本部次長兼総務課長。

○矢尾板祐司本部次長兼総務課長 年度当初からの1名減というようなことがございましたですけども、そういったことは過去にもありまして、最低確保人員、今1名減というふうな中で、残りの職員でそれをカバーをさせていただいているということで、対応は十分可能な配置となっております。

10月に、思いもよらぬ、1人また減という形になりましたですけども、そのときには府立消防学校から、この4月に採用した職員が帰ってきた後でしたので、十分対応が可能となっております。

いずれにしても、乙訓消防組合最低確保人員178名というのをお認めいただいておりますので、それを維持するような形で、採用、また退職について計画的に考えているというような次第でございます。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 消防施設費のところ、向日消防署の新築工事基本設計、実施設計の委託料なのですけれども、当初予定されてた額よりも大分減額となっておりますけれども、これについて、どういった点で減額になったのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○和島一行議長 矢尾板本部次長兼総務課長。

○矢尾板祐司本部次長兼総務課長 建設工事関係の積算につきましては、自治体の方で積算して予算化するというふうな形でされておりますけども、基本的に、積算エクセルというのがございます。これは大本は国の方でおつくりになられて、各都道府県がお借り

されているんです。京都府の営繕課の方もそれをお使いになられているものを、市町村の方の担当の技師さんの方がお使いになられてるというふうなことはお伺いしております。

その積算エクセルの中に、その工程であるとか、工期であるとか、建物の規模であるとか、人工さんの数であるとか、そのときの単価であるとか、そういった必要な部分を、データを入れますと、自動的にその額が出てくるというふうな形の中での積算というふうには聞いております。

過去の例といたしますか、そんなのを見させていただきますと、長岡京署の建て替えのとき、また大山崎消防署の大規模改修、また本部庁舎のときもそうなんですけども、それで出した額よりも、実際の入札額というのはかなり低いというふうな形の実績は過去にも出ております。大体半値ぐらいであったような記憶があるんですけども、ただ、今回ちょっと開きが大きいのは、これの予算を計上するときに、昨年度の今ごろ、ちょうど予算編成の時期なんですけども、そのときには、まだ建物、向日消防署の建物の規模も、精査するべく一生懸命協議している最中のございまして、その時点での現向日消防署の規模であります、延べが1,640㎡で積算をしていただいているといった部分が要因の一つになっているのではないかとこのように考えております。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第15号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第15号 令和元年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 ここで議事の都合により、暫時休憩します。

休憩(午前10時30分)

再開(午前10時32分)

○和島一行議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

よって、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会の副委員長互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の副委員長に、上村真造議員が選出されました。

以上で報告を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして乙訓消防組合議会令和元年第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 和 島 一 行

乙訓消防組合議員 山 中 一 成

乙訓消防組合議員 朝 子 直 美